

道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助金交付事務取扱要領

令和3年7月15日付け畜産第832号農政部長通知
令和4年4月1日付け畜産第50021号農政部長通知
令和6年3月27日付け畜産第2800号農政部長通知
令和7年3月18日付け畜産第2705号農政部長通知
一部改正 令和8年3月31日付け畜産第2826号農政部長通知

第1 趣旨

道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業（以下「本事業」という。）の実施については、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1183号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容及び事業実施計画の提出

本事業の補助対象者、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。また、事業実施計画の提出の手続きは、実施要領第4のとおりとする。

第3 助成

1 助成の内容

道は、予算の範囲内において事業実施主体に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用通達」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

2 補助金の交付の申請

- (1) 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - ア 補助金等交付申請額算出調書（別記第2号様式）
 - イ 経費の配分調書（別記第3号様式）
 - ウ 事業予算書（別記第4号様式）
 - エ 資金収支計画書（別記第5号様式）
 - オ 交付等要綱第6に規定される事業実施計画の写し
 - カ 納税対応状況申出書（別記第6号様式）
- (2) 補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。
 - ア 提出期限 別途指示する
 - イ 提出先 農政部生産振興局畜産振興課

- (3) 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書の提出に当たっては、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 申請の取下げ

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第 7 号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。
- (2) (1) の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

4 補助金の交付決定

知事は、2 の (1) の補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、次に掲げる条件を付して、速やかに当該補助金の補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、規則、運用通達及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならないこと。
- (2) 補助対象経費の配分を変更するとき（補助金の額の増額を伴う変更に限る。）は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業について、次に掲げるいずれかに該当する内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならないこと。
- ア 事業費の 30% を超える増又は補助金額の増
 - イ 事業費又は補助金額の 30% を超える減
 - ウ 事業の追加、中止又は廃止
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならないこと。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならないこと。
- (7) 前号の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該

補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じることがあること。

(8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(9) 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならないこと。

(10) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。

また、海外付加価値税について還付を受けている場合は、これを減額して報告するとともに、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、知事に報告し、知事の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならないこと。

(11) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第8号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならないこと。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について当該補助金の額の確定の日の翌年6月15日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならないこと。

(12) 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を（9）に準じて提出しなければならないこと。

(13) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じることがあること。

(14) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(15) 次のアからエまでのいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命じることがあること。また、補助金の額の確定があった後においても、同様とすること。

- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (16) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならないこと。
- (17) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあること。
- (18) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するために必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならないこと。
- (19) 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができること。
- (20) 前号により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第 11 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。
- (21) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- また、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付されることがあること。
- (22) 取得財産等のうち 1 件あたりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助

金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助金の交付決定をもって承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(23) 取得財産等のうち(22)に定めるものについては、同号の定める期間中、財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

5 補助事業の変更

補助事業者は、次に該当する補助事業の変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書（別記第9号様式）に第3の2の（1）に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の配分の変更（補助金の額の増額を伴う変更に限る。）
- (2) 事業費の30%を超える増又は補助金額の増
- (3) 事業費又は補助金額の30%を超える減
- (4) 事業の追加、中止、又は廃止

6 補助金の概算払

- (1) 補助金等は、補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、補助事業者は、補助金の概算払の申請をしようとするときには、別記第10号様式の補助金等概算払申請書に別記第5号様式の最新の資金収支計画書を添えて知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、（1）の申請書を受理したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは、当該概算払を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

7 補助事業の状況報告

補助事業者は、補助事業の交付決定のあった年度の第3四半期末日現在において、別記第11号様式により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月20日までに知事に提出しなければならない。

8 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（廃止の承認をしたときを含む。）は、別記第12号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い

日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金等精算書（別記第 13 号様式）
- (2) 事業精算書（別記第 14 号様式）
- (3) 交付等要綱第 6 に規定される事業実施計画の写し（実績を記載すること。）

9 補助金の額の確定

知事は、8 の補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

10 特例措置

補助対象事業の着手は、原則として、第 3 に定める補助金の交付決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付決定の通知前に着手する必要がある場合には、実施要領第 4 の 3 の規定に準ずるものとする。

第 4 その他

- 1 知事は、補助事業者に対し、本事業の実施に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、農政部長が別に定めるところによるものとする。

附 則（令和 3 年 7 月 15 日付け畜産第 832 号）

この要領は、令和 3 年 7 月 2 日から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け畜産第 50021 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日付け畜産第 2800 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 18 日付け畜産第 2705 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り

扱うものとする。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日付け畜産第 2826 号）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第2関係）

事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助率
1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業	畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの期間における、畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとするものを含む。以下同じ。）又は畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会（畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会の設立が完了するまでの期間における、畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会を設立しようとするものを含む。以下同じ。）	畜産物輸出コンソーシアム又は畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会の設立及び推進、畜産物輸出コンソーシアム又は畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会が実施するPR活動・販売促進活動、本格的な輸出開始に先駆けて行う商流構築等の取組に要する経費	定額（注参照） なお、やむを得ない事情があり、これを超えて施行する必要があると知事が特に認める場合には、畜産局長と協議の上、追加で交付することができるものとする。
2 輸出先国の基準に対応するための取組支援事業	畜産物輸出コンソーシアム	輸出先国の基準に対応するために必要な畜産物輸出コンソーシアムが行う推進会議、海外調査、人材の育成、食肉処理施設等の設備の改良・導入等に要する経費	定額 （輸出先国の基準等に対応するための食肉処理施設等の設備の改良、導入は、1/2以内） ただし、1事業実施主体当たりの補助金要望額の上限は1の事業に準ずるものとする。

<p>3 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業</p>	<p>畜産物輸出コンソーシアム及び畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会</p>	<p>輸出先国やマーケットのニーズに対応した日本産畜産物を供給するために必要な会議の開催、流通方法や品質保持等に係る試験・実証に要する経費</p>	<p>1/2 以内</p>
<p>4 高水準のアニマルウェルフェアの推進、食品衛生管理等に向けた取組支援事業</p>	<p>畜産物輸出コンソーシアム</p>	<p>牛肉輸出に関して米国・EU等（英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む。以下同じ。）が要求する高水準のアニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い（頭絡による家畜の取扱い等）、食品衛生管理や基準・規制に対応するための取組、血斑発生低減のためのデータ分析・試験・研究の取組等に要する経費</p>	<p>定額 （当該経費相当として食肉処理施設における令和8年2月14日以降の牛（ホルスタイン種の雌を除く。この項において同じ。）のと畜頭数に応じて牛一頭当たり3,500円を奨励金として交付する。ただし、原則として、対象頭数は、当該食肉処理施設における令和6年度の牛と畜実績頭数を上限とする。</p>

注 コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに、原則として次の金額を上限とする。なお、やむを得ない事情があり、これを超えて施行する必要があると知事が特に認める場合には、畜産局長と協議の上、追加で交付することができるものとする。

- 1 当該コンソーシアムの構成員である食肉処理施設等が輸出・国際局が定めるフラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）に基づきフラッグシップ輸出産地の主たる構成要素である場合は、牛肉は18,000千円、牛肉以外は9,000千円を上限とする。

- 2 当該コンソーシアムの構成員である食肉処理施設等が米国、EU等、イスラム諸国向け輸出認定を取得している場合は、牛肉は14,400千円を上限とする。
- 3 1及び2以外のコンソーシアムの場合は、牛肉は12,600千円、牛肉以外は7,200千円を上限とする。
- 4 協議会の場合は、牛肉は6,300千円、牛肉以外は3,600千円を上限とする。
- 5 食肉・鶏卵加工品のみを取組の場合は2,400千円、大規模な展示商談会等に3回以上取り組む場合は4,000千円を上限とする。